

農地法第3条により農地の所有権を取得される方へ

農地法は、資産保有や転売・転用（以下、転用等という）を目的とした農地の権利取得を規制し、農地を効率的に利用する農業者へ集積することを目的としています。

具体的には、権利を取得する者が保有する農業用機械、栽培技術、通作距離、経営面積等から判断して許可しています。

したがって、耕作を目的としないにもかかわらず農地法第3条により農地を取得することはできません。

仮に、農地法第3条による権利取得をした後、早期に、転用しなければならない相当の理由がないにもかかわらず農地法第4条又は5条による農地転用の申請があった場合は、三次市農業委員会の農地転用の審査基準により許可できません。

なお、「早期」とは権利の取得後3年かつ3作以上の耕作を行っていないものをいい、「相当の理由がない」と判断する基準は、次のいずれかに該当する場合があります。

- ① 取得後に適正に耕作をされておらず、転用等を目的に取得したと考えられる。
- ② 取得後に転用等をせざるを得ない事情の変化が具体的にない。
- ③ 他に代替する土地がある。